

北海道獣医師連盟規約

昭和34年3月4日 制定
平成7年5月31日 改正
平成9年2月26日 一部改正
平成11年2月26日 一部改正
平成17年4月1日 一部改正
平成19年2月1日 一部改正
平成25年6月5日 一部改正
平成29年6月20日 一部改正
令和元年6月19日 一部改正

(名称・所在地)

第1条 この組織は、北海道獣医師連盟（以下「連盟」という。）と称し、13の支部をもって構成する。

本部事務所を札幌市内の北海道獣医師会館に置き、支部の事務所は各地区獣医師会に置く。

(目的)

第2条 この連盟は、獣医事の向上および獣医師の福祉の向上等を図るため政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 この連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 獣医事の向上に係る事項
- 2) 獣医師の福祉、身分安定に係る事項
- 3) 公職選挙法に基づく議員等の政治活動への支援
- 4) 公職選挙法に基づく候補者に対する支援
- 5) その他目的達成のため必要な事項

前第3号および第4号における議員等並びに候補者については、政党政派に拘らず、獣医師の社会的責務を理解し、協力する者を支援することとする。

(会員)

第4条 この連盟は、第2条の目的に賛同する獣医師をもって会員とする。

(役員)

第5条 この連盟に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	3名
会計主管幹事	1名
幹事	11名
監事	2名

(役員を選出及び任期)

第 6 条 役員は総会において選出する。

- 2 役員任期は 2 年とする。但し、再選を妨げない。
- 3 役員任期の起算は、その選任が行われた年の 7 月 1 日からとする。

(顧問)

第 7 条 この連盟に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て委員長が委嘱する。

(会議)

第 8 条 委員長は毎年 1 回の通常総会、その他必要に応じ、臨時総会を招集する。

- 2 総会の決議は、特段の定めのある場合を除き、出席した会員の過半数をもって行う。
- 3 委員長は必要に応じて役員会を招集する。
- 4 役員会の決議は、特段の定めのある場合を除き、出席した役員（監事を除く。）の過半数をもって行う。
- 5 第 3 条第 3 号及び第 4 号の支援を行う者の決定及び当該支援のための金銭の支出は、委員長が別に定める。
- 6 前項の規定により委員長が別に定めたときは、直近の総会において報告しなければならない。

(経費)

第 9 条 この連盟の経費は、会費、寄付金その他収入をもって充当する。

- 2 会費の額は総会で決定する。

(会計年度及び会計監査)

第 10 条 この連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 会計主管幹事は本会の経理につき、年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第 11 条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第 12 条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

付 則

本規約の改正は、平成 9 年 2 月 26 日より実施する。

- 2 第 6 条第 2 項の改正は、平成 11 年 2 月 26 日から適用する。
- 3 第 5 条の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

- 4 第9条第1項の改正は、平成19年2月28日から適用する。
- 5 第1条、第6条の2および第7条第2項の改正は、平成25年6月5日から適用する。
- 6 平成29年度総会において承認された改正は、平成29年6月20日から適用する。
- 7 令和元年度総会において承認された改正は、令和元年6月19日から適用する。